千葉市条例第１０号

千葉市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（２）犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者であって、本市に住所を有するものをいう。

（３）市民等　本市に住所を有し、通勤し、若しくは通学する者又は本市で活動を行う団体をいう。

（４）事業者　本市において犯罪被害者等を雇用する者その他の本市で事業活動を行う者をいう。

（５）関係機関等　国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２３条第１項の規定に基づき、千葉県公安委員会から指定を受け、本市において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「早期援助団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（６）二次被害　犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われるひぼう中傷、

報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。

（７）再被害　犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われるものとする。

２　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切に途切れることなく行われるものとする。

３　犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとするものとする。

４　犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われるものとする。

５　犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとする。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている

状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第７条　市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

２　市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第８条　市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的又は身体的な苦痛を慰しゃするため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。

（日常生活等の支援）

第９条　市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等で市長が認めるものに対し、次に掲げる施策を行うものとする。

（１）犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。

（２）犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

（３）犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。

（４）犯罪等による精神的な苦痛を早期に軽減し、及び回復するため、

必要な支援を行うこと。

（本市に住所を有しない犯罪等による被害者の支援）

第１０条　市は、本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の促進）

第１１条　市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、教育、広報その他必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第１２条　市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

（早期援助団体の支援）

第１３条　市は、犯罪被害者等の支援において早期援助団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第１４条　市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（意見等の反映）

第１５条　市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。